

## 随意契約（相手方指定）調書

件 名	児童通学案内業務委託	No.5200171
工（納）期	令和 5年 3月 31 日	
契約締結日	令和 4年 4月 1 日	
契約金額	推定総額 59, 290, 551 円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号 : 9011505001507 )
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	複合契約

## 業者選定理由書

件 名	児童通学案内業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 荒川区東尾久四丁目32番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、区立小学校児童の登下校時に、通学路における児童の交通安全の確保のために、交通誘導整理及び交通安全の指導を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記法人を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができるとの規定がある。</li> <li>② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を受託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</li> <li>③ 上記法人は、平成11年度から本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。</li> </ul> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)